

## 3 2022 March

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
		1 大安	2 赤口	3 友引	4 先負	5 仏滅
6 大安	7 赤口	8 先勝	9 友引	10 先負 <small>2月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(2月雇入分)</small>	11 仏滅	12 大安
13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口
20 先勝	21 友引 <small>春分の日</small>	22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝
27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口 <small>外国人雇用状況届出書(2月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(2月分) 単独有期事業の労働保険概算保 険料分割納付4~7月分の納付</small>	2022 4 日 月 火 水 木 金 土 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	

## 3 総務・経理のお仕事カレンダー 3月の税務と労務



### 税務

- 2月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付  
→ 3月10日(木)まで
- 令和4年1月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセットで)。  
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(木)まで)
- 令和4年7月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(木)まで)
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち4月・7月・10月決算法人の中間申告と納付  
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(木)まで)
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち12月・1月決算法人(申告期限延長の場合は11月・12月・1月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→ 決算応当日(月末決算では3月31日(木)まで)

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(2月雇入分)  
→ 3月10日(木)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の2月雇入・離職分)  
→ 3月31日(木)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分)  
→ 3月31日(木)まで

- 単独有期事業の労働保険概算保険料分割納付4~7月分の納付  
★単独有期事業は、概算保険料が75万円以上等で年3回に分割納付が可能。  
→ 3月31日(木)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

### 決算賞与の税務と労務

3月決算法人であれば年度損益等を基に決算賞与を3月又は4月に支給する場合があります。この決算賞与に関して税務・労務上の主な注意点を記載します。

#### 【税務上の注意点】

賞与の損金算入時期は原則として賞与支払日の属する事業年度ですが、一定要件を基に賞与支給予定日や従業員への賞与支給額を通知した日の属する事業年度に損金算入が認められます。したがって、仮に決算賞与の支払が4月(翌事業年度)になっても、3月(当事業年度)に損金算入できる場合があります。

#### 【労務上の注意点】

年3回以下支給の賞与等は標準報酬月額の対象とはならず、賞与として社会保険料の対象となります。このとき保険料は「標準賞与額」に保険料率を乗じて計算し、賞与支払届も提出します。  
しかし、例えば決算賞与を含めて年4回以上の賞与等が給与規程等に明示されている場合は報酬となり、算定基礎届や月額変更届の報酬には7月1日前1年間の賞与支払実績を月割りした額を加算するため、賞与支払届は不要です。



令和5年10月  
から始まる!

# インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

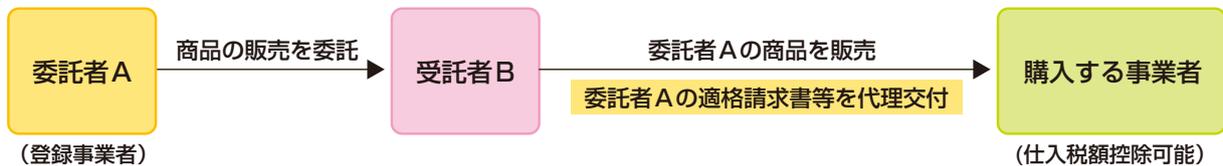
## 委託販売

今回は、農協特例及び卸売市場特例について解説しました。今回は、これらの特例の適用の対象とならない委託販売について解説します。農畜産物であっても、直売所等へ出荷する場合は農協特例の対象になりません。次のような取扱いとなります。

### 1 受託者による代理交付

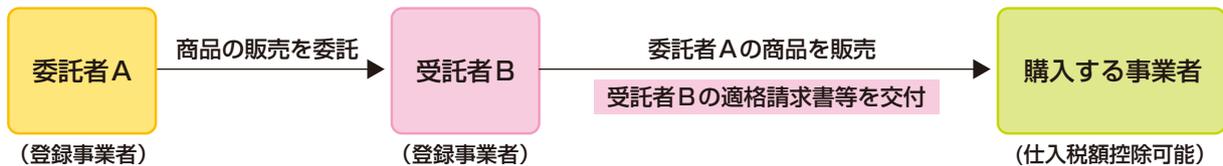
委託販売とは、委託者が所有権を保有したまま、企業外の第三者に商品の販売を委託する販売形態です。商品の売上げは委託者に帰属し、受託者は、受け取った委託販売手数料が売上げになります。以下、委託者をA、受託者をBとしましょう。

インボイス制度では、課税売上げが帰属する委託者Aにインボイスを交付する義務があります。しかし、委託者Aは、通常、顧客と接触する機会を持ちません。そこで、受託者Bが、委託者Aの氏名（名称）及び登録番号を記載したインボイスを、委託者Aに代わって顧客に交付することが認められます。



### 2 媒介者交付特例

また、委託者Aと受託者Bのいずれもが適格請求書発行事業者（登録事業者）である場合には、受託者Bが、委託者Aの売上げについて、受託者Bの氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを顧客に交付することができることとされています。



この場合、委託者A及び受託者Bは、次の対応が必要です。

#### 委託者Aの対応

- ① 自己が登録事業者であることを取引前に受託者Bに通知する。
  - 個々の取引の都度通知
  - 事前に登録番号を書面等により通知
  - 基本契約等により委託者の登録番号を記載 など
- ② 自己が登録事業者でなくなった場合には、その旨を速やかに受託者Bに通知する。
- ③ 受託者Bから交付されたインボイスの写しを保存する。

#### 受託者Bの対応

- ① 交付したインボイスの写しを保存する。
- ② 交付したインボイスの写しを速やかに委託者Aに交付する。  
コピーが大量になるなど交付することが困難な場合には、インボイスと相互の関連が明確、かつ、「税率ごとの税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率」や「税率ごとの消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載した精算書等を交付し、その精算書等の写しを保存する。